

工事請負契約における 設計変更ガイドライン(総合版)の改定について

国土交通省 関東地方整備局 企画部
技術調整管理官 山本 恵一

1. はじめに

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件のもとで生産するという特殊性を有しています。

そのため、設計当初に予見できない事態や事象が発生し、設計変更が生じる場合があることはやむを得ない状況にあります。

一方で、建設業界からは、「設計成果と現場があっていない」、「関係機関との協議が整っていない」、「条件を適切に明示して欲しい」など、様々なご意見を頂いているところです。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について、十分理解しておく必要があります。

これらについて、既存の通知等を踏まえ、設計変更における課題や留意点をとりまとめ、発注者・受注者の双方の共通認識を得るために、『工事請負契約における設計変更ガイドライン』をとりまとめ、平成17年度に公表しました。

平成23年度には、『工事一時中止に係るガイドライン(案)』がとりまとめられ、関東地方整備局としては、『工事一時中止に係るガイドライン(案)』を組み込んだ構成で『工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)』として運用してきたところです。

今回、品確法等の改正を受け、設計変更ガイドライン(総合版)を大幅に改訂しましたので、その概要を紹介します。

2. 設計変更ガイドラインの改定について

①品確法の改正

昨年度改正された『公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下：『改正品確法』)』では、「現在及び将来の公共工事の品質確保」と「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進」が基本理念に追加されました。

その理念に基づき、「発注者の責務(法第七条)」として、公共工事を施工するものが、適正な利潤を確保できるようにするため「予定価格を適正に定める」、「適切な工期を設定」、「適切に施工条件を明示」、「適切に設計図書の変更を行う」、「適切に請負代金の額又は工期の変更を行うこと」などが追加されています。

また、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針(法第二十二條)として、『発注関係事務の運用に関する指針(以下：『運用指針』)』が定められ、発注関係事務の各段階(調査及び設計～完成後)で取り組むべき事項や課題が整理さ

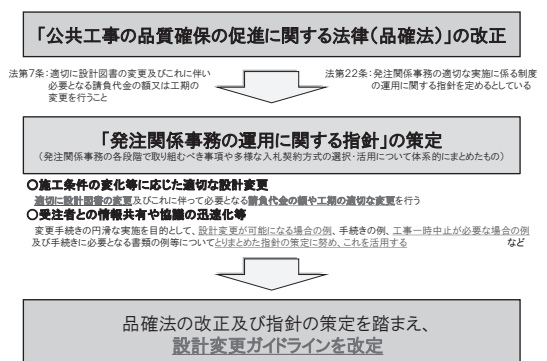


図-1 「設計変更ガイドライン改定の流れ」

れています。

このような背景を踏まえ、国土交通省関東地方整備局では、『改正品確法』の趣旨を反映するために、『工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)(以下:『設計変更ガイドライン』)といえます)』の改定をおこないました。

②品確法の理念を反映

今回の改定の特徴は『改正品確法』の基本理念(法第三条)において、「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」と明記されたことから、これらの基本理念を踏まえた『設計変更ガイドライン』の改定を行うこととしたものです。

なお、『設計変更ガイドライン』については、契約の一事項として扱うこととしており、特記仕様書にその旨を記載しています。

3. 設計変更ガイドライン(総合版)の改定概要

関東地方整備局の『設計変更ガイドライン(総合版)』は、以下の3つのガイドラインで構成されています。

- ①設計変更ガイドライン
- ②工事一時中止に係るガイドライン(案)
- ③設計照査ガイドライン

なお、今回の改定で新たに『設計照査ガイドライン』を追加しました。

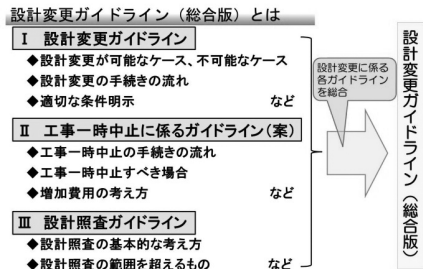


図-2 「設計変更ガイドライン(総合版)」

3-1 「設計変更ガイドライン」の改定

①『改正品確法』の趣旨を記載

建設現場等において、受発注者双方の設計変更に対する認識が異なっており、設計変更協議が円滑に進まない場合があります。

『改正品確法』の基本理念を踏まえ、受発注者が対等の立場であること、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載しました。

- ※『改正品確法』: 第三条(基本理念)、第七条(発注者の責務)
- ※『工事請負契約書』: 第19条(設計図書の変更)

(4) 適切な設計変更の必要性
改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。
また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一休施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(但し、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は追加する前に本局報告を行うこと。)この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

図-3 「改正品確法の趣旨」

②「土木工事条件明示の手引き(案)」の作成

当初設計時に現場条件や関係機関との協議状況などの条件明示が明確にされていないために、設計変更等を行う際に、協議が円滑に進まない場合があります。

このため、条件明示の確認に不足が生じないように受発注者の認識の共有化を図る『土木工事条件明示の手引き(案)』を整備しました。

- ※『条件明示について(H14.3.28)』:(設計図書の中で明示)

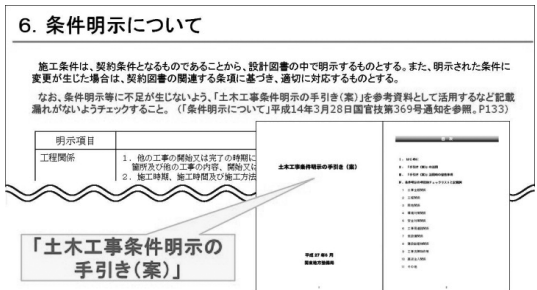


図-4 「土木工事条件明示の手引き(案)」

③「設計変更」について書面で行うことを記載

設計変更協議が必要な内容について、発注者が受注者に対して、口頭のみでの指示の場合があり、その後の変更協議が円滑に進まない

場合があります。

設計変更について、口頭指示だけで行うことが無いように、書面をもって行うことを記載しました。

- ※「土木工事共通仕様書」(指示)
- ※「工事請負契約書」:第19条(設計図書の変更を通知)

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

- ◆下記のような場合においては設計変更が可能である。
 1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しなかつた土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。(ただし、所定の手続きが必要)
 2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合、(「協議の経緯として、経断するのは全額の変更を行わない場合もある。)
 3. 所定の手續(協議等)を行い、発注者の「指示」によるもの。
- ◆受注者が行うべき「設計図書の修正」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ◆受注者の責によらない工期の短期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められたとき。

【留意事項】

- ◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。
 1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
 2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更「契約書第19条」に基づき書面で行う。(協議の経緯として、経断するのは全額の変更を行わない場合もある。)
 3. 設計変更に伴う契約変更の手續は、その必要が生じた程度、遅滞なく行うものとする。

図-5 「設計変更は書面で行う」

④「設計変更」に伴う概算額の明示

先行指示時点で受発注者双方で、必要な費用等をお互いに確認していない場合があります、精算変更時などに設計変更協議が円滑に進まない場合があります。

設計変更に伴う費用の増減概算額について、受発注者間で認識の共有を図るため、契約変更に先立って行う「指示書」に概算額を明示することを記載しました。

ただし、指示時点での概算額については、現地条件や施工条件、数量の精査等により、変更になることから、あくまでも「参考値」として取り扱うこととし、契約変更額を拘束するものではないとしています。

また、概算額を算出するために、設計変更の指示が遅れるようなことがないように、概算額を算出するために、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考

■先行指示書等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。また、緊急に行う場合または何らかの理由により概算額を算定に時間を要する場合があります。そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの先行指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することとする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
4. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

図-6 「先行指示書へ概算額を記載」

に算出することも可能であるとし、記載した概算金額の出典や算出条件等について明示するものとなりました。

3-2 「工事一時中止に係るガイドライン(案)」の改定

①「工事一時中止」に伴う概算額の明示

工事一時中止の指示時点で受発注者双方で、必要な費用等をお互いに確認していない場合があります、精算変更時などに設計変更協議が円滑に進まない場合があります。

工事一時中止についても、設計変更時における指示と同様に「指示書」及び「基本計画書」に増加概算額を明示することを記載しました。

また、中止に伴う概算額の取り扱いについては、設計変更における概算額と同じように、契約変更額を拘束するものではないとしています。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【土木工事共通仕様書第1編1-4-132】
- ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容	管理責任
<ul style="list-style-type: none"> ◆基本計画書作成の目的 ◆中止時点における工事の出来形、乗員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◆中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◆工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◆工事再開に向けた方策 ◆工事一時中止に伴う増加費用[※]及び算定根拠(P43.44) ◆基本計画書に変更が生じた場合の手續 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◆受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

図-7 「基本計画書に概算額」

②「工期短縮計画書」について

工期短縮のため、当初計画にはない夜間施工や施工機械等の台数を増やすなど、工事一時中止の要因が受注者の責で無い場合には、増加費用を見込むことができるとしてありますが、適正に運用されていない場合があります。

受注者は「工期短縮計画書」を作成し、受発注者間で協議することを明記しました。

発注者が、一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合、受発注者間で工期短縮について協議し、合意が

得られた場合は、工期短縮計画書を作成するものとしました。

また、工期短縮に伴う増加費用についても、必要性や数量等の根拠を明確にしたうえで、「工期短縮計画書」に記載するものとしました。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方針に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容	工期の変更
◇工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること	◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること	◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う
◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載	

図-8 「工期短縮計画書の作成」

③受注者による中止事案の確認請求

工事現場において、工事の一時中止が必要となり、受注者から中止事案の確認請求があった場合、中止について協議できる旨が明確になっていませんでした。

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可能な要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができることを記載しました。

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可能な要因を発見した場合は、工事の中止について、発注者と協議できるものとしました。

5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。（発注者・受注者双方） また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権	工事の中止期間
◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。 ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断 ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。	◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。 ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。 ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
◇受注者による中止事案の確認請求 ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可能な要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。	◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事案が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

図-9 「受注者による中止事案の確認請求」

3-3 『設計照査ガイドライン』の整備

①『設計照査ガイドライン』の整備

設計図書における照査の範囲について、必要以上に設計照査を実施しているケースや、設計照査が不足するケースなどが発生していました。

受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、照査に関する基本的な考え方や照査項目のチェックリストを含んだ『設計照査ガイドライン』を整備しました。

従前の「設計変更ガイドライン」では、設計図書の照査の範囲を超えるものについて、事例を記載していたのみでしたが、新たに設計照査の基本的な考え方について記載したほか、受発注者間での設計照査に関する解釈の違いを解消することを目的とした「照査項目チェックリスト」を整備しました。

Ⅲ 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方
 - (1) 「設計図書の照査」に係る規定について
 - (2) 「設計図書の照査」の位置づけ
2. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの(事例)
3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり
4. 設計図書の照査項目及び内容
5. 照査項目チェックリスト
 - (1) 照査項目チェックリストの作成手順
 - (2) 照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

図-10 「設計照査ガイドラインの整備」

②「設計照査」の基本的考え方を記載

設計図書の照査に係わる規定や位置付けについて、『設計変更ガイドライン』の中で記載されていなかったことから、受発注者双方で設計照査の解釈に違いがある場合があります。

工事請負契約書や土木工事共通仕様書による設計図書の照査に係わる規定について記載しました。

※「土木工事共通仕様書」（設計図書の照査）
※「工事請負契約書」：第18条（設計図書の誤謬、脱漏の確認）

③「設計図書の照査」の範囲を超えるもの(事例)

設計図書の照査の範囲について、受発注者間で解釈が異なる場合があります。

